

市役所・区役所駐車場適正利用運営検討会議設置要綱

（設置の目的）

第1条 市役所・区役所駐車場の適正利用（有料化）実施計画（平成20年12月策定）に基づき、市役所・区役所駐車場の適正利用に関する課題の整理及び検討を行い、円滑な運営を図るため、市役所・区役所駐車場適正利用運営検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 検討会議の所管事項は次のとおりとする。

- （1）市役所・区役所駐車場適正利用の運営に関する課題の整理及び検討に関すること。
- （2）駐車場運営事業者との調整に関すること。
- （3）検討に必要な調査、情報収集に関すること。
- （4）その他検討に必要な事項

（構成）

第3条 検討会議は、別表に掲げる者で構成するものとする。

2 検討会議を補佐するため、ワーキンググループを設置するものとし、別表に掲げる委員の属する部局の職員で構成するものとする。

3 ワーキンググループは、前条の所管事項に関して専門的な事項の調査等を行い、その経過及び結果を検討会議に報告するものとする。

（座長）

第4条 座長は財政局資産管理部長をもって充てるものとし、座長は検討会議を総括するものとする。

（関係者の出席）

第5条 座長は、必要に応じて、市有財産（土地・建物）一時貸付契約に基づく駐車場運営事業者ほか関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 検討会議の庶務は、財政局資産管理部資産運用課において処理する。

附 則（平成21年6月8日付21川財管第257号）

この要綱は、平成21年6月8日から施行する。

附 則（平成22年4月1日付22川財運第175号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年1月12日付23川財運第1044号）

この要綱は、平成24年1月12日から施行する。

附 則（平成24年4月1日付23川財運第1422号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日付27川財運第105号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日付27川財運第1291号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別 表（第 3 条関係）

座 長	財政局資産管理部長
委 員	総務企画局総務部庁舎管理課長
委 員	財政局資産管理部資産運用課長
委 員	財政局税務部税制課長
委 員	市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長
委 員	幸区役所まちづくり推進部総務課長
委 員	高津区役所まちづくり推進部総務課長
委 員	宮前区役所まちづくり推進部総務課長
委 員	多摩区役所まちづくり推進部総務課長
委 員	麻生区役所まちづくり推進部総務課長
委 員	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課長
事務局	財政局資産管理部資産運用課